

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

精神障害者保健福祉手帳に関する規定その他所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) 第2条第3号中「精神障害者福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳」に改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第 32 号

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例（昭和 48 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「精神障害者福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳」に、「精神保健福祉法施行令」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」に改める。

第 7 条中「被保険者証又は組合員証及び受給者証」を「受給者証及び被保険者証等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。